

平成20年（行ツ）第60号

平成20年（行ヒ）第61号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成18年（行コ）第135号，同19年（行コ）第46号神戸市焼却炉談合損害賠償代位請求控訴，同附帯控訴事件について，同裁判所が平成19年10月30日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきもの





とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年4月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 甲斐中辰夫

裁判官 涌井紀夫

裁判官 宮川光治

裁判官 櫻井龍子

裁判官 金築誠志

当 事 者 目 録

神戸市中央区東川崎町3-1-1

上告人兼申立人 川崎重工業株式会社

同代表者代表取締役 大 橋 忠 晴

同訴訟代理人弁護士 寺 上 泰 照

岩 下 圭 一

佐 藤 水 暁

神戸市東灘区

被上告人兼相手方

神戸市兵庫区

被上告人兼相手方

神戸市北区

被上告人兼相手方

神戸市東灘区

被上告人兼相手方

神戸市垂水区

被上告人兼相手方

神戸市須磨区

被上告人兼相手方

神戸市西区

被上告人兼相手方

上記7名訴訟代理人弁護士



井	上	善	雄
中	嶋		弘
向	来	俊	彦

これは正本である。

平成 21 年 4 月 23 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 菅原 徳 靖

